

New National Association of Crime Victims and Surviving Families

新全国犯罪被害者の会
新あすの会

ニュース・レター

第3号 2025.2.14

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>〒100-8698
日本郵便株式会社
銀座郵便局 JPタワー内分室
郵便私書箱2346号
TEL : 03-3201-2070

CONTENTS

(1) 岡村代表幹事挨拶	01	(5) 犯罪被害者による体験報告	16
(2) 来賓挨拶	02	(6) パネルディスカッション	18
(3) セッション	03	(7) 大会報告	27
(4) 趣旨説明	09	(8) 会員の声	29

第2回大会・シンポジウム

～ 犯罪被害者庁の設立を求めて～

開会にあたって

代表幹事 岡村 勲

本日は、暑い中、こんなにたくさんの方にお集まり
いただき、誠にありがとうございます。

実は、私は5月8日に転倒して左の太股の骨を折り、
現在入院中で、歩くことできない生活をしています。

今日の大会には、是非とも参加したいと思い、病院
の外出許可を取り、介護タクシーで参りました。

折角の大会に、十分職責を果たすことができなく
なったことに、お詫び申し上げます。

しかし、シンポジウム、大会の進行については、副
代表幹事の白井孝一先生や事務局長の米田弁護士が万
端の準備をしてくださりました。

また、特筆すべきは、犯罪被害者等基本計画を作る
とき重要な役割を果たしてくださった、元札幌高等検
察庁検事長 神村昌通さんが参加します。この方がい
なければ、犯罪被害者等基本法はできなかつたくら
いで。今日は存分に当時の話をさせていただけること
を楽しみにしております。

ところで、悪いことをした加害者を刑務所の中
では、三食、飯を食わしている。衣類も渡している。
また、中が寒くならないように暖房し、夏は冷房し
ている。そういう生活をしている。

一方、被害者ですね。一部には犯給金は出ますが、
あとは、自分で全部生活している。

第2次世界大戦で負けた時に、マッカーサーが憲法

を作ったわけですけど、加害者の権利を作ることば
かりを一生懸命に行った。

ところが、その反面、被害者のことは全く忘れてし
まっている。

被害者は自分で働いて、稼がなければならない。子
どもを学校に行かせなければならない。着物も着な
なければならない。こういう生活を強いられている。

今こそ、我々は、時間が経ったけれど、マッカーサー
憲法を改正して、犯罪被害者の権利を確立しようでは
ありませんか。

そういうことで、私たちは同志とともに立ち上がった
のです。

どうか、犯罪被害者が困らない、犯罪被害者は贅
沢をさせてくれとは言いません。

私はこれを考える時に、ちょっと涙が出るんです。
若い夫婦がいて、母親が殺され、父親と小さな娘さ
んが残った。その娘さんが「デパートでお母さんを買
ってきて」と言われ、「何と答えたらいいでしょうか」
ということです。この話を聞いた私は、答えようがな
くて、一緒に泣くしかなかった。

これまでは、そのようなことを議論する場がなかつ
た。今こそ犯罪被害者庁を作って、被害者が困らな
いような制度を作りたい。

本日はよろしく申し上げます。

「新あすの会」第2回大会・シンポジウムに寄せて

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）の第2回大会・シンポジウムの開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

犯罪被害者等基本法の制定から20年となる本年、犯罪被害者等施策に新しい動きがありました。「犯罪被害給付金の算定基準の引上げ」や「犯罪被害者等支援弁護士制度の導入」を内容とする総合法律支援法の改正等が行われました。

その原動力となったのは、犯罪被害者の方々のおかれている状況を訴え続けてこられた岡村勲先生をはじめとする「新あすの会」の皆様のご活動でした。

「新あすの会」の創設により、犯罪被害者の方々等が、今なお基本法の理念に及ばない状況におかれていることを重く受け止めています。今回、自民党司法制度調査会のプロジェクトチームにおいて議論を重ね、提言を打ち出し、政府における施策の実現につなげていくことができました。皆様のご活動に対し、心から敬意を表します。

令和6年7月21日

犯罪被害者等の権利と施策の充実は、政治家としての私の原点にあり、基本法の制定当時から、皆様と共に歩み続けてまいりました。

この間、犯罪被害者等施策は一步一步着実に歩みを進めてきましたが、社会は絶えず変化し、それに合わせて、犯罪の態様も、被害者が置かれた状況も変化し続けています。

そのため、これまでの犯罪被害者等施策の積み上げを土台として、社会情勢の変化にも対応し、新たな目線で取り組み続けていく必要があると感じています。

これらからも、「新あすの会」の皆様をはじめ、犯罪被害者等の方々等のお声に真摯に耳を傾けながら、新たな時代を牽引する仲間と共に、しっかりと歩み続けてまいります。

結びに、「新あすの会」の活動に心からの敬意と感謝を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

外務大臣 衆議院議員 上川 陽子



セッション ～犯給制度改正までの道のり～

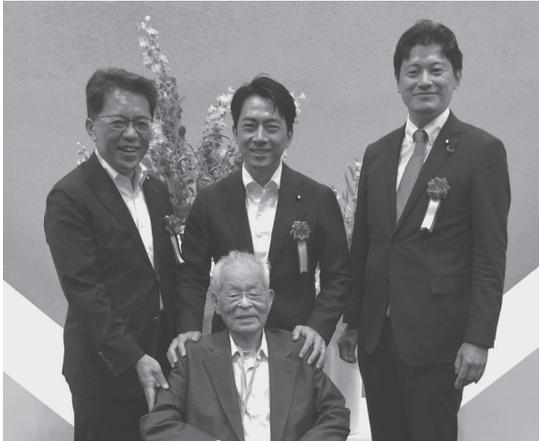
登壇者：

小泉 進次郎 衆議院議員

宮崎 政久 衆議院議員

三谷 英弘 衆議院議員

(以下、敬称を省略しています)



犯罪被害者、当事者の皆さんの声は必ず通ります。

小泉

本日は、どのようにして犯給金の大幅増額が実現できたのかを、皆さんにお伝えできればと思います。

一番お伝えしたいのは、『特に犯罪被害者、当事者の皆さんの声は必ず通ります。それがなかったら、今回の大幅増額は実現しなかった。』ということです。

2年前の大会で、当事者の方が勇気を振り絞って、自らの体験を語ってくださった中で、国が未だやらなければならないことが一杯あるんだと分かりました。

宮崎

私の手元に犯罪被害者支援に関するファイルが4冊あります。この最初にあるのが、2年前の新あすの会の創立大会のチラシなんです。

小泉

その大会で、今日いらしている被害者の市川さんから「事件が起きてから公営住宅に入りにくかった。」などの体験報告を聞き、都道府県や地域によって犯罪被害者の支援の在り方がこんなにも違うんだと気づきを与えていただきました。

それを我々の議連で取り上げた結果、今まで警察庁が一回も出さなかったデータを出してきました。

それを見て、犯罪被害者やご家族に対する公営住宅の入居ルールが北海道から沖縄まで、どれだけ違うか、お見舞金の違いなど、支援の差が大きいのが判りました。

この気付きを与えてくださったのが市川さんです。冒頭、私が皆さんの声は届きますと話したのは、2年前の市川さんの言葉です。

宮崎

どこで被害に遭ったかによって、違いがあってはいけないということを強くこのメンバーの中でも共有していました。そして、関係省庁が扱う政策として実現していきました。

その大会での7つの決議があります。

1番で債権の買い取りを国がすべき、2番でその裁判を起こせない時でも損害賠償請求権を国が買い取る制度を作るべきだと決議されています。

この趣旨を我々が考えてみますと、別に金をくれって言っている話ではなくて、犯罪被害に遭った人がどれだけ困難な状況に置かれてしまっているのか、経済的なことが全てではないけれども、経済的なことでは大変な苦労があるんだ、ということは何とかしてくれないかと。

決議は1番からスタートしている。

1番も7番も同じように大切な決議だと思いますが、1番2番にこれが挙がっていることを重く受け止めなければならない。

様々な政策を実施しますが、この経済的なものに関しては、必ず短い期間で実現しなければならないという強い思いを抱きながら、相当踏み込んだ検討をやりました。

警察庁など様々な役所の方々もものすごく一生懸命やってくれました。

ただし、官僚としては、いろいろな制度の横並びを、それぞれの立場で言わなければならない。

しかし、今できることを何らかの形で実現しないといけないとの思いで、激論を書いて続けてきました。

1号車、2号車方式という進め方

そこで、列車に例えれば、1号車と2号車方式。
とにかく1号車で今行けるところまで行こう。
その後には2号車がくっついていて、2号車でちゃんとゴールインさせますというもの。

民事の損害賠償の比するくらいの賠償のことを遺族の方のお手元に届けるという目的は全く失っていませんが、今そこまで一気に行くことが難しいとすれば、それは2号車に置かせていただき、まず、1号車で今行けるところをやろうと。

1号車では、最低限の引き上げを早急に行おうと。犯給金の最低額320万円は、おかしいでしょう。

犯罪行為によって何の罪もなく、命を落とされた方。その状況でお上（役所）から何か来たかと言ったら低額の通知。

こんな低額なものが来たって言ったら、死んだ子は・死んだ父ちゃん・母ちゃんは、何だったんだ、という思いになるじゃないですか。

こんな低額はだめ！

だから、とにかくそこからまずやろうと。

これもまた皆さんの言葉があったからです。

霞が関（各省庁）への直接のメッセージ

三谷

新あすの会の提言を政治側に投げさせていただくとハードルが高いものですから、簡単には答えられないだろうと正直思っていた部分もありました。

そこで、党本部で何をやったかというところ。

霞が関（各省庁）の方々は非常に優秀で、様々な制度の改善方法は判るけど、そこに魂が込められないという懸念をしていた。

そこで、被害者の方々には本当に大変だったと思いますが、議員会館や自民党本部において霞が関の方々の前でお話をさせていただきました。

警察庁の犯給金、厚労省・法務省など多くの省庁に犯罪被害者が使える制度が広がっている。

それに対して、警察庁から通知を出して犯罪被害者でも使いやすい制度にしてくれという要望を聞いていただき、それができた。

それは、犯罪被害者の方の力だと思っています。

途切れのない支援・地域差の是正

小泉

三谷先生の言った途切れのない支援は、先ほどの市川さんの話によって、全国の支援の差を是正するようになりました。

その次は、知事に裁量に委ねられている部分をどうするか、になります。

都道府県には警察がある。

警察から出ている予算をどうするか。

地方自治体の皆さんとの話となると総務省だ。

チームワークによる国会質問、そして実現

宮崎先生は厚労副大臣です。

厚労省でいうと、精神的なトラウマ・PTSDとかで、病院に通う必要な方に対して保険診療にならないという課題をどうするかという時に、私と三谷先生がやったには、厚生労働委員会で、連続で10分ずつの質問時間をいただき、厚労省の担当者に、保険対象ではないですよ？公認心理士さんの話を知ってますか？ということを含めて連続で質問し、『今後の医療保険の全体の見直しの時に公認心理士の話は検討に上げます』という答弁を引き出し、今副大臣になった宮崎さんが今回それを実現するという事で保険の対象になる。

こういうことはなかなか伝わらないことですが、政治ってチームワークで動かして、今まで開かなかった風穴を開けることもあるんです。

その切っ掛けは、このような場で勇気を出してた当事者の方・ご遺族の方からの声なんです。

この後、体験報告があると聞いていますが、本当にこの場に臨むだけでも とてつもない勇気を振り絞って、思い出したくない当時のことをもう1回思い返すっていう、しかも口に出すという、本当にもう筆舌に尽くしがたい勇気を振り絞ったことを少しでも形になって、その思いが実った結果です。

あの連続質問はすごく印象深いことでしたね。

三谷

自民党が国会で質問を与えられる時間って短いんです。6時間の中で20分くらい。

ふつうは一人20分ですが、10分10分に分けて。厚労省の担当からすればそれだけ政治の側がこの問題を重視しているというメッセージを伝えられたんだと思っています。

こうやれば、制度を変えられるんだというのを率直に感じた出来事でした。

犯給金の大幅な増額の背景

被害者の気持ちに応える

小泉

今日のポイントの一つは、犯給金を1000万円に大きく増額した背景ってあると思います。

当初、320万円を1000万円にするには、どういう作戦でいけば、実現できるだろうか、かなり難しい話だろうと思っていた。

宮崎先生から、その過程の一つの切っ掛けとかをお話できればと思います。

宮崎

まず、上川先生を筆頭にしたプロジェクトチームを立ち上げました。

上川先生もいらっしゃいましたが、我々3人が中心となって、相当頻回に会議を重ねて、役所の人にも手伝ってもらってやりました。

最初のスタートは本当にさっきの言葉ですね。

記録を全部読みました。お話も改めて聞いて。

もともと泣き虫なので、こういう話を聞くと涙が出ちゃうんです。

この気持ちに応えないといけないと。

その発せられた言葉や勇気を振り絞ってくださった思い、泣いている自分の涙とかにもですね。

これちゃんと応えないといけないんじゃないかと。これ本当に全力でやろうと、思いました。

その時の検討メモというものがあつて、作って出して、出しては書き換えて、こんなことをやっていたんです。弁護士として一番強く思ったのは、基本法3条3項に記載されている基本理念です。

『犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。』と書いてある。

それをやろうよというのが一番大きかったです。

そのために、もちろん亡くなった人を返して欲しいというのが一番の気持ちですが、それが叶わないとしたら、現代社会では経済的な形で何とかとせざるを得ない。

その時の金額の計算が、交通事故で被害に遭われた

方が取得する、民事の損害賠償基準って言葉を使うんですが、これと比するくらいでないとおかしいじゃないかということが一番の目標に掲げてきました。

どんな状況であったとしても、やはり数千万円が計上されてしかるべきと思って話を始めたのが切っ掛けです。

何度も何度もこの議論を重ねていった。

そこまでたどり着きたい。今も未だ全く肩の荷を降ろしていません。

しかし、今速やかにやらないといけないと本当に思っていました。

ましてや岡村先生は会うたびに、俺の目の黒いうちに頼むよと言ってくるので、これは大変なことだと、本当に急がないといけないと思いながら、三人は頻回に会議をやっていました。

算出方法に関する知恵（屁理屈）

犯給金の算出方法として、基礎額に一定の係数をかけて金額を計算するという仕組みになっています。その基礎額に関して、被害者が、例えば、収益をその時に出していない方であったり、被害者が子どもさんであったりとか、

このようなことが金額計算に影響しています。

その話をした時に、子どもが亡くなった親の立場からしたら、別に将来扶養してくれよって思って期待して育てているわけではないけれども、親がいなければこの子は生まれていないでしょう。この子の方がずっと年下だから、将来的には扶養するんでしょう、この子が。なぜ6才だから扶養する人がいないって考えるの？おかしいじゃないか。

ということで、理屈も屁理屈も紙一重みたいなのところがありまして。

なんとかできる方法、今の制度の中で作れる方法を考えようと言っていたところで、口に泡を飛ばして議論をしていました。

そんな議論が出来たのは、やはり、本当に急いで本当に真剣になんとかしないとイケないという思いだったんです。

三谷

この犯給金の最低額の引き上げに関しては、本当に頑張ったというのが率直なところです。

どう頑張ったかという、私は法律家ですから、何らかの目的を達成するためには、必要性和許容性（公平性）とか両方の面から議論させていただくことが多い。

必要性に関しては当然ながら、もういろんな方が必要だということで、それは満たされているわけです。許容性の部分をどういうふうに乗り越えるがということで非常に苦労したというのが率直なところです。

というのも、先ほど財源の話というのもありました。他の形で亡くなっている方との比較をどう乗り越えるかという話もありました。ただ、そこは最終的には、こじつけですとか、様々な理由付けで、政治決断だったと思っています。

岸田総理に申し出に伺ったこともありました。

その際、この犯給金を引き上げるためには、財源として1年間で10億円が必要なんです。と率直に申し上げました。

そうすると、岸田総理は「10億円なんだ。」なんか「そうなのね。(いいんじゃない)」みたいな雰囲気を持たれたと自分の感覚でありました。この財源がどのくらいかが判らないと、それを認める認めないの判断はできません。今回は特別な形で（後で）説明があると思いますけれども、新たな算定の根拠みたいなものを設けることによって、公平性の部分を乗り越えることができました。そういったいろいろな知恵を使って、今回なんとか進められたというのが率直なところです。

岡村代表幹事からのプレッシャー

小泉

岡村先生が最前列で睨みを効かせながら二人の話を聞きに聞いています。

私も思い返すと、岡村先生が我々に言ったことは、さっき宮崎さんが「私の目の黒いうちに」っていうことを岡村先生に言われたと言ったんですが、岡村先生が凄いプレッシャーを掛けたりするんですよ。「私の寿命は95です。それまでお願いします！！」と。

「先生、今おいくつですか？」と聞くと、

「93です」と。

我々は（顔を見合わせて）「聞いた?!」「俺たちにも時間がない!!」

そういう岡村先生の存在が我々の凄く大きな力になりました。

犯罪被害者庁は2号列車

今日の会の副題が「犯罪被害者庁の設立を求めて」という、2年前から同じ目標で、先ほど宮崎さんがおっしゃったように、実際に国に新たな役所を作るとするのは、物凄く大変なことです。

これを実現しない限りは他のものが動かせないとなったら、岡村先生の目の黒いうちになって間に合わないかもしれない。

我々が考えたのは、犯罪被害者庁の目標は変えない。けども、その目標に至るまでに今、目の前で動かせることは何かということを考えるのは政治家の現実なんです。

リアリズムっていう一言で言ってもいいかもしれませんが。

それを考えたときに我々が目を付けたのが、この犯罪被害者給付金の最低額320万円を何とかしよう。

そして、動かないと思われたものが動くことによって、空気が変わるというのは、よくあることなんです。だから、何も動かないというのが一番よくない。どんな小さなことでも動かして行って目標に行こうと。

なので、市川さんがお話くださった公営住宅の転居の件、これも動いた。

それに特別清掃、ハウスクリーニングの件。都道府県によって金額が違う。これも動いたわけです。

このように一つずつ動いて、犯給金の320万円から1000万円超え、約3倍ですよ。

これらを我々は1号列車として、皆さんの求めている犯罪被害者庁は2号列車です。

1号列車が動かないと2号列車は動かない。

それを法務省、警察庁、関係省庁と我々の考え方は、このようですから、ってことで、一緒に動けたというのがあります。

役所からすると、犯罪被害者庁と言われるとあまりにもハードルが高くて身動きができない。

だけど、1号列車と言われたら、それだったらできるかもしれないっていう気持ちになってくれたというのは、ありましたね。

宮崎

僕らは常に1号車2号車方式でずっとやっています。政府とやる時にでも、全部を1号車に積みこんだりしません、

被害者の方の要望も含めて分けてやります。ただ、今、小泉先生の言った通り、現実を踏まえて出来るところまで、まず行く。

額を上げることは、小泉先生から「ちょっと手伝ってくれよ、宮ちゃん」と言われて、始めた時の政府との当たり具合からすると、「気持ちはわかるけど、先生さすがに無理です」って感じでした。

小泉

特に役所からすると、今日も多くのメディアの方がいらっしゃいますが、物凄く世の中が関心を持つような事件があったり、何か今までの前提がひっくり返るようなことがあったら判りますが、

皆さん燃えていらっしゃいますけど、いきなり320万円から1000万円って言われても、何を言っているんですか？った感覚があったと思います。

宮崎

災害で亡くなられた方の場合、こういう金額になっています。

何々の場合はこういう定めになっています。

財源が別に手当できるものについては、こういう風になっています。

一般財源から給付される 犯給金のようなものの類で同じようなものは、これとこれとこれがありまして、こういう金額になっています。

先生方の気持ちは痛いほど判るんですが、それは制度上なかなかできる話ではないです。

というわけです。

役所の方は、悪気はあるわけではなくて、言うのが仕事。

こちらは、カチンと来るといふか、もう何だこの野郎という気持ちになって。。

そこから先の1号車2号車方式と理屈と屁理屈は紙一重だというところで始まりました。

三谷

最初に小泉先生が話をされた 被害者の皆様の声というのが、政治を動かして、それはこれからも、だというふうに思っています。

犯罪被害者の支援のためにまだまだ動かしていきたいです。

我々は、上川先生、小泉先生を中心として、しっかりと時間を取っていきたいと思っていますので、今後ともよろしく願います。

宮崎

やっぱり熱意をもってものに取組むことが大切だと思っています。

政治は変える力があると思っています。

でもそれは、何とかしてくださいという皆さんの声を受けて、それを実現するために使うべき力だと思っています。

これからも、皆さんの声を聴きながら、あとは知恵を出したり、屁理屈を理屈風に聞こえてやるのは我々の仕事ですので是非無理難題を押し付けてもらいたいです。

犯罪被害者支援担当大臣の設置

小泉

犯罪被害者庁を作るって目標に、一步でも近づけていく、次の一つは、私の中では、犯罪被害者支援担当大臣の設置というのにはあり得ると思っています。

今、皆さんも政治をみていると、特に内閣府特命担当大臣というのは、その政権が重要視するものについて、比較的柔軟に担当大臣という設置ができます。

これは新しい役所を作る話ではなく、大臣に特にこの課題に注力してくれという、その担当としての大臣にすることでできるんです。

例えば、経済安全保障が大切な時代になったので、経済安全保障大臣が生まれた。

私は、安倍政権・菅政権で、環境大臣になりましたが、併せて気候変動担当大臣もやっていました。

なので、一つの考え方として、内閣府の中に犯罪被害者支援担当大臣もしくは、法務大臣か国家公安委員長に担当として犯罪被害者支援担当大臣という形を付けて、今まで以上に注力するというメッセージを世の中にも霞ヶ関にも政治にもメディアにも伝えていくというやり方は、ありうる次への第1歩ではないかと思っています。

これかも引き続きともに取り組んでいきたいと思

ます。

最後に、これは皆さんとこれからまたご相談をしながらですが、今日これだけ多くのメディアの皆さんがいらっしゃいます

どうやって、メディアの皆さんと一緒に、皆さんが思っていることを世の中に発信するか、私は凄く大事だと思います。

例えば、また事件が起こると、加害者と被害者で情報の扱い方について皆さん思うことありませんか？

加害者側がプライバシーを守られて、被害者側が守られない。被害者の家族や周辺の情報も加害者以上にさらされることが最近あるんじゃないでしょうか？

こういう時に世の中に喚起しなければならないこと、当事者の方やご家族の方、ご遺族の方にとって、何が切実なのかというものが、声を上げていただかないと判らない部分があることも事実です。

なので、これからも、皆さんが勇気を出して発言してくださったこと、問題提起してくださったことを少しでも動かなかったと思われたものが動くように我々は引き続き、どの立場になっても頑張りますから、どうか一緒に頑張っていたいただければと思います。

どうぞよろしく申し上げます。

以 上

趣旨説明

副代表幹事 白井 孝一

本日の大会のテーマは、「犯罪被害者庁の創設を求めて」ということです。私たちは創立大会決議の第6決議において、そのことを求めております。今日の大会ではその実現にむけて更に議論を深めたいと思います。

【創立大会決議後の経過と改正点】

その前に、創立大会決議後の経過とどの点がどのように実現したのかそれを報告します。

1 2022年3月26日創立大会の決議（7項目）

- (1) 損害賠償債権の国による立替払等の制度の創設
- (2) 損害賠償請求訴訟を起こせない場合の損害賠償請求権の国による買取り制度の創設
- (3) 治療費、交通費、介護費、介護用品・義足義手、自宅改造費などの現物給付制度の創設
- (4) 犯罪被害者等カードの発行により、カードの提示によって現物給付など全ての支援を受けられる制度の創設
- (5) 犯罪被害者等に寄り添い長期にわたる相談に応ずる人的制度の創設
- (6) 犯罪被害者庁の創設
- (7) 当面200億円規模の予算の確保

2 迅速な国会議員の先生方の動き

この大会決議に基づく私達の要請を受け、国会議員の先生方は非常に迅速に対応してくださいました。

- (1) 2022年5月16日 犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟結成
『犯罪被害者等施策の抜本的強化を求める緊急提言』
内閣総理大臣ほか 宛て、3項目の提言
- (2) 2022年12月21日 新あすの会 要望書提出
自民党司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT 宛て
- (3) 2023年4月25日
自民党司法制度調査会 犯罪被害者等保護・支援体制の一層の推進を図るPT
『犯罪被害者等施策の一層の推進のための提言』
犯給制度の抜本的強化ほか3項目
- (4) 2023年6月6日 犯罪被害者等施策推進会議決定
『犯罪被害者等施策の一層の推進について』

- ①犯給制度の抜本的強化
- ②犯罪被害者等支援弁護士制度の創設
- ③国における司令塔機能の強化
- ④地方における途切れない支援の提供体制の強化
- ⑤犯罪被害者等のための制度の拡充等

3 有識者検討会での検討と改正点の提言

上記の推進会議の決定に基づいて、これを検討する2つの有識者検討会が設置されました。

- (1) 犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会
 - (2) 地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会
- 新あすの会としては、假谷副代表幹事が、(1)の検討会へは有識者として、(2)の検討会へはオブザーバーとして参加し、新あすの会の弁護団が随行員として参加しました。

2つの検討会は、有識者の方々が大変熱心に議論を尽くしてくださいました。そして、司令塔として検討会の事務局的役割をになった警察庁の方々は、現状の犯罪被害者施策の詳しい調査資料の作成を始め、検討会での議論を忠実に反映した最終的な提言の作成に貢献してくださいました。

その結果、

- (1) 犯給制度の強化では、
 - ①遺族給付金で、最低給付額の一律引き上げおよび遺族自身の被害を加味した加算
 - ②障害給付金で、給付基礎額の最低額の引き上げ
 - ③重傷病給付金、の休業加算の引き上げ
 などが改正されることになりました。
遺族給付金の最低額では、320万円から1,060万円に引き上げられます。(添付資料参照)

- (2) 地方における支援提供体制の強化では、

全ての都道府県に、専門の犯罪被害者支援コーディネーターを設置し、犯罪被害が発生したときには、そのコーディネーターの指導のもとに、関係する機関や団体および専門家などが調整会議を開き、被害者が最も必要とするニーズにワンストップで応ずる体制を設置することが提言されました。

被害者が直に接するのは市町の犯罪被害者担当の窓口ですが、その市町においてもワンストップの方式により、被害者にとって一番必要な支援に的確に迅速に

到達できるように、コーディネーターがアドバイスできるようにします。そして、なによりも、たらい回しや無理解などにより、被害者に二次被害が生ずることがないように、常に被害者の視点にたった指導をします。(添付資料参照)

4 7項目の大会決議の実現について

残念ながら、大会決議で創設を求めた項目については、直接これに応える提言はなされませんでした。

しかし、次の点では重要な指摘がなされました。

(1) 損害賠償賠償の立替制度などについて

検討会では熱心な議論をしてくださいました。

その結果、このような制度の創設が絶対に不可能である、という結論にはならず、今後の検討課題とされたことです。

検討課題の一つは、理論的根拠の問題です。

損害賠償を支払う責任は加害者にある。なぜ国が立替払いをしなければならないのか、その法的根拠が明確でない。ということです。

たしかに、現行の日本の法律を前提に考えるかぎり、その理論的根拠を示すことはなかなか困難でしょう。

それで、私は思い出しました。いまでは当たり前のようになった刑事裁判での被害者参加制度について、一番最初に岡村先生と研究会を始めたときは、日本の法律制度のもとでは、無理である、不可能であるという議論ばかりでした。

それで岡村先生を中心に、いったん日本の法律という狭い見方からはなれて、もっと根本的に刑事裁判は何のためにあるのか、加害者と被害者は刑事裁判ではどんな関係になるのかなど、その根本から検討を始めたのです。

そして、ヨーロッパの制度を直接調査し、日本の刑事裁判制度が決して絶対的な動かしがたいものではない、ということに確信を持ったのです。

私は、損害賠償の国による立替制度についても、視野を広くもって根本的な研究を深めれば、かならず理論的な根拠を示すことができると確信しています。

もう一つの論点は、ほかの公的制度での給付金額とくらべて著しく高額となり、国民の理解が得られない、という問題です。

たしかに、これも大事な指摘だとおもいます。

では、比較の対象となる他の公的給付制度を考える場合に、人が人に対して意図的に攻撃を加えることによって発生する被害を対象とした公的給付制度というものは犯罪被害以外にあるのでしょうか。

他の公的給付と比較する場合に考えなければならぬ、犯罪被害の特質を今後深く研究する必要があるとおもいます。

(2) 第3決議治療費等の現物支給について

今回の検討会では、直接の提言はありませんが、これについては、市町の条例の制定が全国的に広がっており、その中では、市町が費用を支援するところも出てきています。

(3) 第4決議犯罪被害者等カードの創設について

犯罪被害者等施策の全体を一元的に統括する機関のない現状では、犯罪被害者等カードによって全ての制度を利用しうる方法については、なかなか困難ではないかと思います。一元的に統括する機関が必要です。

(4) 第5決議 長期間にわたり寄り添って相談に乗ってくれる人的な組織の創設について

事件後のワンストップ支援をするコーディネーターについては前述のように提言がありました。

しかし、被害者の苦しみや悩みは刑事裁判がおわったあとも何年も続きます。

岡村先生がなぜこの決議のことを強く求めるのか、私は思い出します。岡村先生と研究会を始めたばかりのころ、岡村先生は、全国の被害者からかかってくる相談の電話に丁寧に応じていました。

時には深夜遅くかかってくることもあり、また何時間もその苦しみを聞く場合もあったそうです。その電話によって救われた被害者の方々は数えきれません。

このようにいう私自身も救われたひとりです。息子を交通事故で失った後、しばらくしてから私の妻は、毎日のように息子のことを思い出しては、苦しむようになりました。何ヶ月たってもなおりません。それで私は思いあまって、妻とともに岡村先生のご自宅を訪ね、妻の苦しみを聞いていただきました。何時間もかけて聞いてくださったのです。ようやく妻の心は落ち着きをとりもどしました。

寄り添って相談に乗ってくれる人を全国に、そしていつでも気軽に被害者が声をきいてもらえるように、という第5決議はこのようなことです。

(5) 第6決議、第7決議は今日のテーマです。

【犯罪被害者庁の設置について】

(1) 岡村先生は発起人代表挨拶の中で次のように述べ

ています。

「第1ないし第5の業務を遂行するためには、犯罪被害者に関する施策全体を見渡し、統括する機能を持つ一元的な犯罪被害者のための組織が不可欠であるから、専ら犯罪被害者に関する業務を行う組織として被害者庁を設置していただきたい。」

- ・損害賠償の立替等に関する第1、第2決議にあわせて、
- ・治療費等の現物給付制度を求める第3決議
- ・犯罪被害者カードの発行による、被害者の精神的負担を軽減し現物給付制度を実行あるものとする制度の創設を求める第4決議
- ・精神的・身体的に困難な状況にある犯罪被害者に長期にわたり寄り添ってくれる人的組織の創設を求める第5決議。

これら全てを総合的に統括し専ら犯罪被害者支援業務を行う機関として被害者庁の設置が必要不可欠であるということです。

(2) 現在の制度について

基本法に基づいて、内閣府に犯罪被害者施策推進会議が設置され内閣総理大臣が会長となっています。その下に専門家会議が設けられ、ここで基本計画が作られ、その運営について検証しています。そして、実際の司令塔的な役割は国家公安委員会・警察庁が果たしています。

基本計画策定や運営の事務的役割を警察庁が、そして関係省庁連絡会議の議長を国家公安委員長が担当し、その下で基本計画が第1次～第4次まで策定され運営されてきました。

しかし、基本計画の被害者施策項目は、犯罪被害者支援に特化した施策のみならず、各省庁や自治体等における一般的な諸施策を犯罪被害者の被害に配慮した運用施策もあり、その項目は250項目を超えるものとなっています。

これらについて、司令塔的役割とはいっても、各施策の実施に公安委員会や警察庁が、直接に統括する行政的権限を有している制度とはなっているわけではありません。

犯罪被害者等が被害から回復し再び平穏な生活を営むことができるまでの長期かつ総合的な支援を目的とするこれらの施策のほとんどは国の行政作用としては福祉的な積極行政に属するものです。これに引き換え、法秩序の違反者・加害者の適正な処罰と国民の安全の確保を本来の行政とする国家公安委員会・警察庁が250項目以上にも及ぶ犯罪被害者等施策について、直接に行政的権限をもつ司令塔となることは法的にみ

てもかなり無理があるように思います。

- (3) 基本法が制定されてから20年、基本計画も第4次5か年計画が実施されている今日

「犯罪被害者に関する施策全体を見渡し、統括する機能を持つ一元的な犯罪被害者のための業務を専門的に行う行政機関」

即ち、犯罪被害者庁を設置する時期に来ているものと考えます。

- (4) つい最近設置された「こども家庭庁」

この新しい庁は子ども基本法に基づいて総理大臣直属の機関として内閣府の外局として設置されています。

こどもの権利利益の擁護と、こどもと家庭の福祉増進・保健の向上等の施策を一元的に担当し、こどものための縦割り行政を克服してChildren Firstを実現するとしています。

そのために国務大臣たるこども家庭庁長官は関係各省大臣に対する勧告権限等を有するようになるとのことです。

そして大切なことは、このこども家庭庁ができたことにより、こども基本法に基づくこども家庭庁独自の予算として、3.6兆円もの予算が予定されていることが公表されています。

この独自の予算の確保ということは非常に大事だと思います。

- (5) 犯罪被害者庁ができることによって、

- ・損害賠償金の立替等の制度などの経済的補償に関する事項
- ・治療費／介護費等の現物支給制度
- ・犯罪被害者カードの発行制度
- ・長期的で被害者に寄り添った人的組織

などを創設しやすくなり、現状の基本計画の各施策についても縦割りによる被害者への負担を軽減することができるようになります。

そして重要なことは、犯罪被害者庁として、しっかりと独自の予算措置を講ずることが可能となってきます。

今日のパネルディスカッションでは、是非ともいろいろな立場から犯罪被害者庁の実現にむけて検討を深めていただきたいと存じます。

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会 取りまとめ（概要）

開催状況

【検討課題】

民事訴訟における損害賠償額も見据えた給付水準の大幅な引上げ（R5.6.6犯罪被害者等施策推進会議決定の1）

【議論の経過】

- 令和5年8月から令和6年4月までの間に計10回開催
- 関係省庁からの説明聴取、民法・民事訴訟の専門家からのヒアリング
- ①現行制度の性格を前提とした早期の見直し事項
- ②現行制度にとらわれないこととなく、制度の性格を含めて議論すべき事柄に分けて議論を実施

構成員

太田 達也
 假谷 実
 川崎 友巳
 島村 暁代
 ◎滝沢 誠
 正木 靖子

慶應義塾大学法学部教授
 犯罪被害者遺族
 同志社大学法学部教授
 立教大学法学部教授
 中央大学大学院法務研究科教授
 弁護士

（事務局長）
 警察庁

（オブザーバー省庁）
 法務省、厚生労働省、国土交通省

※敬称略、五十音順、◎：座長

犯罪被害給付制度の見直しに関する提言

早期に解消すべき課題

- ① 幼い子ども等も等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない
- ② 残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

提言

現行制度の性格を前提に、以下の3点を早期に実現すべき

- I. 遺族給付金の支給最低額の一括引上げ
- II. 遺族自身に生じる影響を踏まえた遺族給付金の支給額の増額
- III. 休業加算額及び障害給付金の支給最低額の一括引上げ

提言に基づき、速やかに犯罪被害給付制度の見直しを図り、早期に犯罪被害者等に対する経済的支援を充実させるべき

残された課題

算定式の更なる見直しについて

- 犯罪被害の実態を踏まえて、他の公的給付等制度にとらわれない独自の算定をすべきではないか
- 財源、給付の性質等の観点から、公的給付制度間の均衡を崩してしまうことにならないか

「立替払」について

- 国が損害賠償額を立て替えて支払い、加害者に求償すべきではないか
- 加害者に一義的責任がある中で、立て替えとはいえ、国が損害賠償額を支払うことをどう根拠付けるのか

損害回復・経済的支援の在り方について

- 犯罪被害からの回復を考えると、民事上の損害を基本に考えるべきではないか
- 慰謝料の算定方法などを踏まえると、経済的支援を考えると、民事上の損害をそのまま参照して良いのか
- 一般の社会保障制度も含めた制度全体の中での位置付けや、国、地方公共団体等による様々な支援施策を全体として考える必要

財源について

- 財政的支出を伴う制度である以上、財源の検討は必要不可欠
- 国民負担と給付水準に関する国の在り方の議論に関わる
- ※ 一般財源のほか、罰金の活用、有罪判決を受けた者に対する課徴金等の賦課、保険料等の徴収等のアイデアも挙げられているが、いずれも課題がある。

過去に犯罪被害を受けた方について

- 寄り添い支援や、様々な支援制度を全体として活用していくべき

加害者の責任履行も含め、損害回復・経済的支援等への取組の在り方については、様々な視点から検討が必要

提言を踏まえた犯罪被害給付制度の見直しの概要

見直しポイント① 各給付金の支給最低額の一律引上げ

現行制度の課題①

幼い子ども等の収入がない方が犯罪被害により亡くなった場合の遺族に対する給付額が十分ではない

見直し概要

遺族給付金の支給最低額が他の公的給付等制度における支給最低額と同水準になるよう、遺族給付基礎額の最低額を一律に引上げ
同様に障害給付基礎額及び休業加算基礎額の最低額も一律に引上げ

【遺族給付基礎額】 現行の最低額 3,200円 ⇒ 6,400円に引上げ
【障害給付基礎額】 現行の最低額 3,600円 ⇒ 5,900円に引上げ
【休業加算基礎額】 現行の最低額 2,200円 ⇒ 3,200円に引上げ

見直しポイント② 遺族給付基礎額の算定における加算の新設

現行制度の課題②

残された遺族が精神的ショック等から十分に就労できなくなることなど、犯罪被害者本人の収入途絶以外にも、経済的に大きな打撃を受ける実態があることを踏まえて、給付額の算定を見直すべき

見直し概要

遺族自身に生じる生活上・経済上の負担を緩和するため、収入のみを基礎としていた遺族給付基礎額の算定を見直し、配偶者、子又は父母が受給する場合に、遺族給付基礎額の算定に当たって加算（4,200円）を新設

$$\text{遺族給付金} = (\text{通常の遺族給付基礎額}^{(*)} + 4,200\text{円}) \times \text{倍数}$$

(最低額が6,400円に引上げ) (新設する加算額)
(見直しポイント①関係) (見直しポイント②関係)

(※) 犯罪被害者の収入を基礎に算定

⇒ これらの見直しにより、実給付額ベースでの給付水準の大幅な引上げを実現

遺族給付金の支給額の見直しに関するモデルケース

モデルケース1 生計維持関係遺族がない場合

- 犯罪被害者： 男性（6歳、小学生）
- 遺族： 父（40歳）、母（36歳）、妹（3歳）
- 受給遺族： 父母

現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (3,200円)} \times \text{倍数 (1,000倍)} = 320\text{万円}$$

- ※1 20歳未満の年齢層の最低額が適用
- ※2 犯罪被害者に生計を維持されている遺族がない場合

改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (6,400円)} + 4,200\text{円} \times \text{倍数 (1,000倍)} = 1,060\text{万円}$$

- ※3 引上げ後の最低額が適用（見直しポイント①）
- ※4 遺族給付金を受給する遺族が父母であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 制度上最低額となっていた幼い子どもが亡くなった場合（320万円）等についても、1,000万円を超え、支給が可能に

モデルケース2 生計維持関係遺族がある場合

- 犯罪被害者： 男性（55歳、会社員、年収550万円）
- 遺族： 妻（52歳）、息子（17歳）
- 受給遺族： 妻（配偶者）

- ※1 令和5年賃金構造基本統計調査上、男性の平均的な給与額（詰まって支給する現金給与額）が最も高額となる年齢層は55歳以上60歳未満であり、年収換算すると550万6,800円
- ※2 令和4年国民生活基礎調査上、平均世帯人員は2.25人

現 行

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円)} \times \text{倍数 (2,010倍)} = 2,120\text{万1,365円}$$

- ※3 犯罪被害者に生計を維持されている遺族が2人の場合

改 正 案

$$\text{遺族給付基礎額 (10,547.943円)} + 4,200\text{円} \times \text{倍数 (2,010倍)} = 2,964\text{万3,365円}$$

- ※4 遺族給付金を受給する遺族が配偶者であることから加算（見直しポイント②）

⇒ 見直しポイント②による加算の新設により、モデルケース1のような事例のみならず、遺族給付金全体の支給額が上昇

地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会 取りまとめ (概要)

開催経過・構成員

(開催経過)

令和5年9月(第1回)～令和6年4月(第8回)

(有識者) ※敬称略・五十音順、◎：座長

◎伊藤 富士江 元上智大学総合人間科学部教授

大田 達也 慶應義塾大学法学部教授

武 和り子 犯罪被害者遺族

野坂 祐子 大阪大学大学院人間科学研究科教授

前田 正治 福島県立医科大学医学部主任教授

和氣 みち子 公益社団法人全国被害者支援ネットワーク理事

(関係府省庁) 警察庁、内閣府、こども家庭庁、総務省

法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省

(事務局) 警察庁

第1 犯罪被害者等支援に携わる機関・団体に期待される役割

【国】～犯罪被害者等施策の総合的立案・実施

- ・地方公共団体への助言、施策等の情報提供、手引き等の作成、研修等
- ・民間被害者支援団体への情報提供 ・地方公共団体等に対する必要に応じた財政上の措置

【都道府県】～域内の犯罪被害者等施策の総合的推進

多機関ワンストップサービスの中核的役割

【市区町村】～域内の犯罪被害者等施策の推進

生活支援のための各種制度・サービスの実施主体

【都道府県警察】～犯罪被害者等のニーズを第一次的に把握

ニーズに応じた関係機関への情報提供・橋渡し

【民間被害者支援団体】～民間の強みを活かした柔軟・迅速な支援

初期から中長期にわたる支援

【その他の関係機関・団体】

(共通)

- ・多機関ワンストップサービスに参画
- ・犯罪被害者等のニーズを踏まえた支援の提供

第2 地方における途切れない支援の提供体制の構築

○ 犯罪被害者等支援を充実させるための社会的基盤の充実強化

・ 条例制定・計画策定の促進

→ 方策：制定・策定の意義や実効的な事項等の情報提供の充実

・ 関係機関・団体における対応能力の向上と連携強化

→ 方策：連携強化等に関する好事例、先進的取組の紹介

○ 犯罪被害者等支援におけるワンストップサービスの実現

・ 多機関ワンストップサービスの在り方 (右図参照)

・ 機関内ワンストップサービスの在り方

→ 方策：地方公共団体職員向け研修の実施・研修素材の提供

・ コーディネーター向け専門的研修の実施

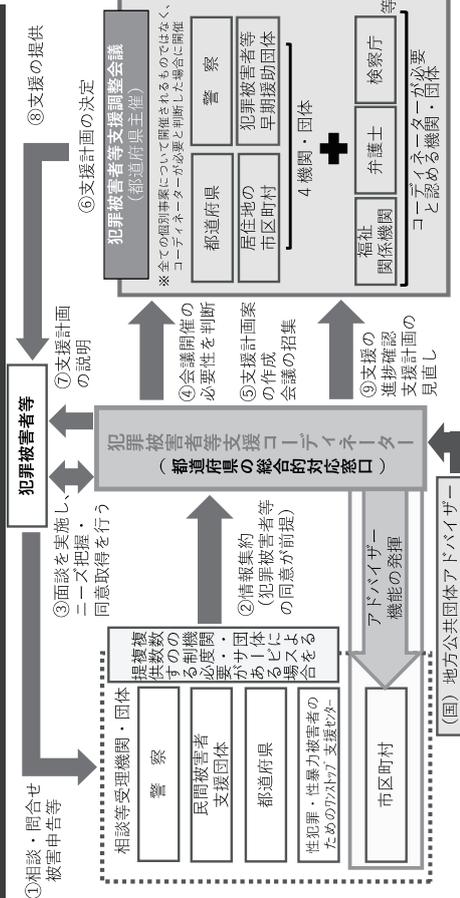
・ 地方公共団体アドバイザーの配置・運用

・ 専門的知見・ノウハウの活用

・ 手引きの作成・提供

・ ワンストップサービス実現のための援助の検討

先進的な都道府県の取組を参考とした多機関ワンストップサービスの仕組み (例)



第3 地方における途切れない支援を実現するための社会資源の充実強化

○ 地方における支援制度・サービスの活用・充実強化

・ 既存の各種制度・サービスの活用

・ 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実強化

→ 方策：提供する機関・団体間の連携強化、制度・サービスの継続的な周知

・ 特化制度・サービスの導入検討に資する情報の集約・提供

○ 犯罪被害者等支援におけるDX推進

・ 犯罪被害者等の負担軽減、支援者の利便性向上

→ 方策：犯罪被害給付制度の裁定申請等手続のオンライン化

・ 犯罪被害者等のためのポータルサイトの充実

・ オンライン面接等の活用

・ 支援者向けのポータルサイトの開設

・ 支援者向け研修におけるオンラインの活用

犯罪被害者による体験報告

Aさん

今から数年前、突然、隣人に夫を刺されました。犯人は、子どもの騒ぐ音や声がうるさかったのだそうで、応対した夫は、加害者に殺されてしまいました。すぐに病院に運ばれましたが、救われませんでした。昨日まで笑っていた夫が突然なくなったということが信じられなくて、事実が受け入れられませんでした。

夫と私には、まだ幼い保育園に通う幼い娘がいました。

娘は小さくて事件のことをどこまでわかっていたかわかりませんが、1週間ぐらいは、娘は、昼も夜も外にでたくないと言って、ひきこもっていました。何もないのに突然泣き出したり、はたから見ても明らかに情緒不安定な状態でした。

こんなことで、突然、夫との別れがくるとは思ってもいなかったの、何をすればいいのかもわかりませんでした。

事件の翌日には、何の承諾もしていないのに、ニュースで名前も報道されてしまいました。ニュースを見た知人も何と声をかけていいかわからないだろうと思うし、だれかと会うと、事件のことを知ってるのじゃないかと思うと、誰にも会えない気持ちになりました。

事件にあったことをほとんど周りにも伝えることもせず、ひっそりと夫を見送りました。

当時は無我夢中で、やらなくてはならない課題をひとつひとつこなしていっている感じでした。こころの整理もつかないままに進んでいかなければならない状態でした。突然、ひとり親家庭になってしまったので、役所の手続きをしたり、警察や、検察、弁護士との打ち合わせをして、何かをやらなければいけないということに追われ、ひとつひとつを無機質に終わらせていっている感覚でした。役所や警察などに行くためのほかは、ほとんど外出できませんでした。

今、こうしてお話しするために思い出そうとしても、事件直後のことはあまり記憶に残っていません。

事件後半年ぐらいは、何も手につかず、何もできなかったと思います。娘の面倒などは、母に泊まり込んでもらってみてもらっていました。

私自身、勤続20年近く勤めており、とても環境のいい職場でしたが、とてもじゃないけれど働き続けられないと思い、やめざるをえませんでした。

辞めざるを得なくて仕事をやめました。形は、自己都合退職だったので、失業保険もすぐには受け取れませんでしたし、犯罪被害の遺族だからといっても、

普通の退職した人と同じで、仕事を探すために、ハローワークに行ってお仕事を探していなければ、失業保険は出ないと言われました。

日々生きていくだけで、精一杯でした。

精神的にもつらい状態でした。

しかし、いろいろな制度の期限は、考慮してくれません。

情緒不安定な娘のことを考えると、娘の環境はできるだけ変えずに、引き続き保育園に通わせたいと思いました。区役所からは、いついつまでに再就職をしなければ、保育園には通えないと言われ、待たなりました。しかし、仕事を探すことも、なかなか手につかず、一度、窓口で、犯罪被害に遭ったという事情を伝えたことはありますが、まったく考慮されることはありません。

それに、犯罪被害にあつて夫を亡くしたということも言いたくありませんでした。

年金の届け出、国民健康保険の手続き、子ども手当、区役所などの手続きでも、犯罪被害に遭ったからといって特別な扱いはされません。

何回、なまえを書いたかわかりません。

ひとり親になって使える制度なども、役所ではおしえてくれないので、自分で調べていって伝えて始めて、窓口を案内され、またそこに行って手続きをするという状態でした。ひとつひとつが、本当におっくうでつらかったです。

もし、1か所で、手続きができたり、関連するものを全部まとめて処理できれば、全然違うと思います。例えば、被害者支援員のような人が、書類をまとめてくれれば、とても助かると思います。

事件前は夫の収入に頼っていたので、事件直後は、まったくお金がなく、葬儀代なども含め、親族に借りました。

生命保険金がおりて、あちこちの借金を返しました。

夫が生命保険に入っていなかったら、本当に生活が立ち行かなかったと思います。

加害者からは、裁判のときに供託された150万円ほどは受け取りましたが、それ以外は支払われていません。

この150万円があったので、民事の損害賠償請求をする弁護士費用に充てましたが、そのお金がなかったら民事の賠償請求もすることができなかつたら、本当におかしなことだと思います。

私の場合は、生命保険があったので何とか生活はで

パネルディスカッション ～犯罪被害者庁を求めて～

パネリスト

Aさん	傷害致死事件遺族
神村昌通	元札幌高検検事長
白井孝一	新あすの会 副代表幹事
假谷 実	新あすの会 副代表幹事
濱口文歌	新あすの会 弁護団

コーディネーター

米田龍玄	新あすの会 事務局長
------	------------

米田

今回は、「犯罪被害者庁の設立を求めて」というシンポジウムであります。

おさらいの意味で、2004年に犯罪被害者等基本法の制定、2005年に基本計画の策定、2007年に刑事訴訟法の改正による被害者参加など被害者施策が大幅に躍進しました。

假谷事件は、一連の法改正の前でしたが、内容など当時の状況をご紹介ください。

假谷

假谷事件は1995年に発生しました。自分たちに関する事件にも拘わらず公判期日を知らされず、メディアからの情報で知りました。

傍聴もかなり限定されて、まさに蚊帳の外、証言させるための証拠品の扱いでした。

民事訴訟を起こしましたが、費用は自己負担で100万円近く支払いました。

その後、参加制度や付帯私訴制度があすの会の運動で作られました。

假谷事件の加害者が15年間逃亡した後2012年1月に逮捕されたため、その加害者の裁判へ参加制度を利用して参加しました。

【基本法と基本計画】

米田

そういう意味で、基本法の制定と基本計画策定は画期的なものでした。

当時、内閣府において検討に携わった神村さん、当時の状況を伺いできますでしょうか。

神村

私は基本計画を検討する会議の事務局にいました。

まず、被害者や御遺族からの要望を集め、これらに対してなすべく施策を関係省庁にヒアリングしましたが、ほとんどゼロ回答で超後ろ向きでした。

事務局として、普通をお願いしてもダメだと思って、会議の進め方として3つのことをしました。

一つ目は、被害者が要望した施策については、よほどの事がない限り、原則として全部盛り込むことという方針を最初に打ち出して、できる・できないの議論をしないことにしました。

二つ目は、議論が進まずに時間が足りなくなって結論が出せないという事態を防ぐため、毎回の会議で、取り上げた議題については必ず結論を出すことにしました。

そのため、2時間の予定の会議を5時間になったりしました。だいぶ不満が出ました。

もっとも、いくら時間をかけても消極意見と積極意見がまとまるはずがないので、議論が膠着状態になったときに、事務局長が積極意見に沿った事務局案を提案することにしました。そして、「反対の意見のある方はこの場でご発言を」とやったのです。役人は、なかなかその場で反対意見は言えないのです。

「では反対意見はないようですので、事務局案のとおり決めました」とどんどん決めていきました。

三つ目は、議論は全部公開することにしました。

省庁間では根回しが当然の時代で、会議以外の場で「前回の結論はおかしい」とか言ってきます。それに対して、「今の意見を紙でください。議論は全部公開することにしてますから」とやりました。そうすると、省庁の利害とか慣習を理由にした内向きの意見は言えなくなります。それで、実際、場外での意見は出なくなりました。

こうして、いわば強引に進めて258の施策を載せた基本計画ができました。

その中の一つとして、「被害者が刑事裁判に直接関与する制度について、我が国にふさわしいものを新たに導入する方向で検討し、2年以内に結論を出して実施に移す」ということが挙がっており、それが被害者参加制度に結びつきました。

今から考えても、役人としてはあの進め方でよかったのか、無茶なことをしたなどと思います。

【犯罪被害者庁を求める背景】

米田

あの瞬間に、神村さんがいたからこそ実現したんだと分かりました。

当時の多くの方々の尽力により、基本計画が策定され、刑事裁判は目を見張るほどに変わりました。

しかし、犯罪被害者庁の設立を求めるのは何故か、まず経済的補償の点で濱口先生いかがでしょうか。

濱口

去年新あすの会で22件の具体的事例を集めて分析しました。民事の裁判を起こせばこのくらいは普通判決で認められるだろうという金額を出してみましたが、そのうち、被害者や遺族が実際に回収できた金額は約1%でした。犯給金も今年増額されたので、今後はどのくらい支給されるのかについては期待していますが、損害額の全額が支給されるわけではないので、やはり国による損害賠償請求権の買取や補償の制度が必要と考えます。

同様の制度として交通事件では、自賠責の政府補償事業があります。それを参考にして、被害者からの損害賠償請求権の買取や補償を行い、被害者の代わりに加害者に求償していく事業を行う組織として被害者庁があればいいと思っています。

犯人が自殺したり、誰が犯人か特定できなかつたりする場合には、加害者に対して損害賠償請求をすることができません。その場合に被害者庁は、裁判所に代わって被害者への適正な補償の金額を査定する役割を果たすこととなります。

前回この新あすの会の大会で発表があったように、北欧の国の中にはそのような専門の機関がある国があり、機能しているそうです。日本でも取り入れることができるところは取り入れておくことができればいいと思います。

米田

検討会に委員として参加した假谷さん、議論の状況、どのような見直しがなされたか、お願いします。

假谷

犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する検討会に参加し創立大会の決議の実現に向けた発言を行いました。

第1第2決議では、国による損害賠償額の立替（買取）。

第3決議での「今、困っている」被害者の救済を訴

え、犯給金の増額を達成しました。

第4第5決議に関しては、地方における途切れのない支援の提供体制の強化に関する検討会にオブザーバー参加し、事前レクなどで警察庁へ要望を提出したり、意見交換を行いました。

収入がない被害者の給付が少なく、扶養家族がいないと320万円にとどまる、実は、配布されたグラフ資料をみても、給付事例を見るとほとんどが最低額に張り付いている。そこで、基礎額を上げるとともに、事件後、遺族も働けなくなる実態を踏まえ、遺族の影響もとりこんで増額に結びつけ、最低額は1060万円になった。

国による立替は財源の問題もあって進まず、遡及もできなかった。

米田

新あすの会としては立替制度を求めたが、この1年で実現は難しいということで、現行制度の枠内で支給額はアップした。立替制度は残された課題になったということ。また、過去の事件の被害者・遺族へのフォローとしての遡及も課題になったということです。これは法的にできないものでしょうか。神村さんいかがでしょうか？

神村

「法の不遡及」と言って、法律は過去に遡及させないという場合が一般的に多いことは確かです。人がある行為をした後で法律が作られ、その行為をしたときに予期していた法的な効果が覆ってしまうと、個人も社会も不安定になるからです。典型的なのが、刑罰でして、行為をしたときには適法だったのに、その後の法律で違法にされて処罰されてはかかないません。ですから、憲法39条が新たに刑罰を作ったときには遡って適用してはいけないと定めています。

一方、社会を不安定にしない、個人にはむしろ利益になる法律を作る場合は、遡って適用するということがないわけではありません。刑法では、かつて尊属殺の規定、親を殺害した場合を特別に重く処罰する条文がありましたが、不公平ということで条文を削除する法改正がありました。このときは改正の効果を遡及させています。遡って適用してもらった方が、刑が軽くなって有利だからです。

また、発生した災害からの復興のために新しい法律を作るような場合は、遡及して適用させることとなります。犯罪被害についてであれば、オウム被害者救済法のように、過去の被害を対象に遡って給付金を支給することにした法律もあります。もっとも、災害から

の復興やオウム被害者救済法の場合は、特定の出来事に対する特別な立法なので、遡及はさせるものの、適用される時期が自ずと限定されるということではありません。個人の利益になる法律であっても無限定に遡及させることは、制度ひいては社会の不安定をもたらすおそれがあります。このことを踏まえた上であれば、法律を作って遡及させるということではできないわけではないと思います。仮に遡及する範囲を限定する必要があるとなれば、本体の法律は遡及させないこととしつつ、遡及して適用したい対象者のための特別立法や臨時措置的な法律を作るということも考えられると思います。

米田

ここまで、被害回復の実態という側面からの議論をしていますが、Aさん、ご遺族にとって、加害者に対して請求する、ということの意味についてお考えのところはありますか。

Aさん

被害に遭われた皆様が思っているわけではないと思いますが、私の場合、賠償請求は被害者が加害者にできる唯一の罰則とっております。お金ではなく金額ではなく罰を与えたい。今後の生活を守る必要があればなお更のことです。でも、加害者からのお金は直接、本当は受け取りたくない。加害者から受け取ったお金で娘のランドセルは買いたくありません。銀行を通したとは言え、振込人が加害者の名前だったりするのであれば、どうしてもそれを使うことが私の中で消化できない。ただ声を上げることで、「許していないよ」ということを相手に伝えたかった。人の命はお金に換えられないのですけれども、国が間に入って、「補償制度の中で支払われたお金ですよ」ということになれば、もちろん、自分の生活の基盤にも使えますし、そのままお金を使えると思います。

私は生命保険があって助かりましたが、そういう準備がない方であれば、支払われるのか支払われないのかと待っている間も苦痛だと思います。

米田

岡村代表から、亡くなったお子さんの代わりに賠償金を受け取ったが、それを使えないという話をよく聞いていました。加害者には自分の行為の責任を負わせなければいけない。

現在の犯給金も、加害者に請求が可能であるのに実際には求償がされていない。これは請求する組織がな

いからという点も言えると思います。犯罪被害者庁ができれば、その犯罪被害者庁が行える。

違う観点から、なぜ新あすの会が犯罪被害者庁の設立を求めるのか、ということですが、

被害者の置かれた状況について改めて確認したいと思いますが、Aさん、事件後どんなことが大変だったかについて、伺えますか？

Aさん

世帯主が亡くなったので、たくさんの区役所の手続きが大変で、子供手当なども夫の口座で申請していましたので、切り替えなくてはいけない。期限を守って手続きをしなければならなかった。私の場合は、相談できる弁護士さんなりが、近くにいたので他の人よりは助かった部分があるかもしれませんが。ただでさえ時間がない。「夫が殺されました……」ということも窓口でなかなか伝えられなかった。別ルートとか、こういう被害に遭った場合にはこうしなくてはならないというような一覧を用意してくれたら助かります。何をしなければいけないのかということがゼロの状態なので、それを教えてくれる人がいない場合は、窓口で次は何、次は何と行ったり来たりする時間が大変だったと思います。

米田

まさに生命身体犯の場合、事件・裁判については警察や法務省、医療のケアは厚労省、住まいは国交省。お子さんに関しては子ども家庭庁、文科省が関係してくる。

その後、地方公共団体との関係では総務省。

犯罪被害の特徴としては、いろいろな手続きが同時に一気に押し寄せてきて、いっぺんに処理しなければならないという大変さがあります。それをただでさえ大変な状況にある被害者がいろいろな場所へ足を運ばなければならないという弊害がある。

この弊害を助教するための仕組みの実現として、今警察庁が事務局になっているんですが、この現状についていかがでしょうか？

神村

基本計画には犯罪被害者のための政策が全部網羅されているわけで、施策を講ずることとされている省庁は、内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省などであり、外務省や財務省、金融庁も名前が出てきます。いわゆる縦割りになっている政府の中で、多数の省庁を取りまとめてワンス

トップにすることは非常に大変です。

基本計画を策定したり実施状況を監視したりするための事務局は当初内閣府にありましたが、その後警察庁に移り、警察庁の教養厚生課の中に犯罪被害者支援室が置かれて、ここが事務局を担ってきました。この警察庁の犯罪被害者支援室は、今般の「新あすの会」の運動や自民党の提言を踏まえて、昨年10月、犯罪被害者等施策推進課となり、独立の課に格上げされました。同時に、警察庁を管理する立場にある国家公安委員会に対し、犯罪被害者等施策の推進に関する総合調整を行う権限が与えられました。つまり、他の省庁と横並びではなく、他の省庁に口出しできる権限が与えられたということで、大きな前進です。

しかし、犯罪被害者等施策はたくさんの省庁が個々に所管していて、犯罪被害者等に直接対応するのはその省庁で、責任を負うのもその省庁です。今回、国家公安委員会に各省庁を調整する権限は与えられましたが、それでも警察庁が他の省庁の実施状況をコントロールするのは難しいでしょう。それは、担当者の熱意とは関係ありません。担当者にどれだけ熱意があっても難しいのです。消費者行政についても、似たような問題がありました。それで、できたのが消費者庁です。消費者の視点から政策全般を監視する組織として立てられ、国民生活センターを持ち、地方自治体が設置している消費生活センターと連携しながら、消費者が直面する問題に直接対応しています。こども家庭庁も同様ですね。

行政府が縦割りになっているというのは理由があつてのことですが、横断的な仕事をしなければならないときには、壁になり、個々の担当者がどんなにがんばってもこれを乗り越えていくのは大変なのです。他省庁も意地悪するつもりはなくても、自分の省や庁の他の施策、特に自分たちの省や庁にとって本業と思っている施策とのバランスを考えなくてはならないので、どうしても消極になる傾向があります。

米田

今の警察庁の方々がよく頑張ってくださいですが、省庁のバランスのため、進んでないとなれば、犯罪被害者庁がそれを打破する切っ掛けになるのではないかと思います。

【被害者に寄り添う弁護士制度】

米田

犯罪被害者庁ができれば、何が良くなるか、例えば、事件後、被害者に寄り添う人、という側面では、法的

な側面、裁判手続きを行う被害者側弁護士と、そのほかの面で支援する支援員のような存在が考えられると思います。

まず、被害者側弁護士について、犯罪被害者庁ができることで、被害者側弁護士について、何か、変わることがあるでしょうか。現場で日々活動しておられる、濱口先生いかがでしょうか？

濱口

最近、被害者が事件発生後早期に弁護士に会って支援を依頼できる環境が整いつつあります。このような連携の仕組みを最初に作ったのは神奈川県と聞いています。東京では、警視庁や東京地検の犯罪被害者支援室と弁護士会とが連携していて、被害者やご遺族から弁護士に相談したいという希望が出れば、速やかに弁護士会に連絡が来て犯罪被害者支援に慣れている弁護士を派遣し、当日か翌日にでも初回の法律相談ができる体制ができています。しかし、このような連携の仕組みが全国的に整備されているかというところまでは行っていません。

先ほどAさんのお話の中にも現場が血の海ということが出てきました。もし被害者庁ができれば、まだ弁護士が間に合わない初期の状態に被害者庁の職員が現場に行って支援を開始できるのでよいのではないかと思います。

米田

Aさんは、早期に弁護士の相談を受けられたようですが、当時をふりかえって、どのようにお感じになりますか。

Aさん

事件直後は何をすべきか全くわからない状況でした。弁護士の方に来ていただき、生前の夫の状況とか警察・検察へ行く際も、その都度こうすること、こうしてくださいとか、こういったことがあると思うのでこうしてくださいとか。夫の会社が個人の会社で法的な問題があったので、何をどうすればいいのか全く分からないときに、こうですよ。と手を差し伸べていただいて、一つ問題があればメールなり電話なりで相談させていただいてとても助かりました。「誰にも言えなかったことでも、なんでも言ってください。できることはアドバイスしますから」と言っていたので、全てお任せして私は恵まれていたと感じています。

米田

この点は、法務省の方で弁護士制度を検討中とのこ

とですが、ご紹介いただけることはありますか。

神村

この制度は、元々法務省が「犯罪被害者支援弁護士制度検討会」を立ち上げ、2020年7月から検討していたものです。新あすの会の活動を受けた自民党の提言も踏まえた検討が行われ、2023年4月に取りまとめが行われ、「早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにするとともに、これに対する必要な経済的援助を行うことを内容とする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入が求められる。」という結論が出されました。これを受けて、法務省は、法テラスの根拠法である「総合法律支援法」を改正する法案を先の国会に提出し、本年4月18日に成立しました。

その内容は、現在の法テラスによる援助が、対象者も援助内容も限定的であるのに対し、犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援ができるよう、継続的かつ包括的に弁護士が援助を行う制度を創設しようというものになっています。例えば、被害届や告訴状の作成のときから支援してもらえ、捜査機関や裁判所へ同行してもらえたり、示談交渉、犯罪被害者等給付金の申請、損害賠償請求の相談や訴訟などを支援してもらえるものになるようです。さらに具体的に詰める点や準備の必要な事柄があることなどから、法律の施行は改正法公布後2年以内とされています。実際に何がしてもらえるのかは今後はっきりしてくると思いますが、犯罪被害者等のよろず相談ごとにとずっと寄り添ってくれるような弁護士制度ができるといいと思っています。

米田

今後、この弁護士制度がどのようなものになるのかは未知数ですが、被害者に対する途切れない支援というものを考えた時、こういう制度があったら良いなあと感じている点はいかがでしょうか？

濱口

今は弁護士が個人で被害者の支援をしています。加害者に対して損害賠償請求をして少額の金額を何十年にもわたって分割で払ってもらい和解をしたとします。その場合、弁護士は毎月、2万円とか3万円とかの金額を回収してそこから例えば10%の報酬をいただいでいくということが続けます。10年くらいならば何とかありますが、それが30年、40年と続くとなると、弁護士自身が個人ではいつまでも続けられない可能性があります。このような回収の作業を被

害者庁が組織として担ってくれると本当にいいなと思います。

【「保護司ような」寄り添う人的制度】

米田

被害者に寄り添って支援する人のうち、被害者側弁護士について議論しましたが、新あすの会では、「保護司のような」犯罪被害者等に寄り添い長期にわたる相談に応ずる人的制度の創設を求めています。これは、どういったものでしょうか。

白井

被害者の苦しみは最初の1、2年で終わるものではなく、ずっと何年も続く。生活も困ってくる。それをどこに相談したら良いのか。

最初はワンストップで市役所の窓口とか支援センターにということですが、被害者の方から出掛けていき親切に相談に乗ってくれるか分からない不安がある。この方ならば信頼がおけて、前にも相談しているから最初から全部説明しなくても、相談に乗ってもらえるという担当者制度ができると助かります。

「保護司のような」というのは、保護司は社会復帰しようとする人の担当ということでやっているのと同様に被害者もその人に合った相談に乗ってもらうことが望ましいからです。

静岡県の場合は、県民から募集して、1年間研修を受け、ペーパーテスト、面接テストを経て、支援のボランティアになっていただくことを続けている。保護司の方もいた。今年も14名の応募があった。

そのように被害者に役立つ制度ができればよいのですが、組織ができるときには心配があります。担当する方には専門に研修なり知識を持ってもらって、被害者の立場に立ってしっかり役立つ制度を作るべきです。そのために費用が必要であれば、その費用を取ってもらいたいと思います。

米田

本日、この会場に保護司の方に来ていただいています。加害者への接し方、被害者にも同じような支援者が必要ではないかという点について、ご意見をいただきたい。

保護司（坂田）

加害者の更生保護という支援の中で、被害者に対する意識、贖罪の気持ちとかを必ず取り入れるようにしています。保護司としての研修にも含まれており、私

だけではないと思います。

保護司の制度の中にも、犯罪被害者支援保護司という制度もある。法改正などでリンクすると良いですね。被害者庁もできると良いですね。

保護司（鈴木）

以前に保護司は犯罪者の味方ではないかと言われたことがあったが、その後ゆっくりとお話できて誤解が解けてきたように思っています。

私たちは対象となった方の話をひたすら聞く力を持つようになった。

ただ、法律家ではなく、一般の職を持った方々で、無償で支援を行っている。

前回、岡村先生の講演会の時、「保護司として何ができるでしょうか？」との質問に「ひたすら被害者の話を聞いてください」と言われた。

東京観察所の中にも犯罪支援担当保護司がいますが、省庁としての検討課題があるかと思っています。法務省という枠の中で公に支援できるようにしたい。この省庁というアイデアは良いと思います。

米田

今話を聞いて、被害者にとってその話を聞いてくれる、横にいてくれるだけの存在でも非常にありがたいんだと改めて感じました。

さて、加害者の社会復帰のために、保護観察官、保護司あるいは社会復帰調整官がついて住居や職場の環境調整をするなどの手厚い支援体制があるように聞いています。法務省でどのような対応がされているのか、伺えますでしょうか。

神村

保護観察には、公務員である保護観察官とボランティアである保護司という二つの立場の方がいます。

対象者が刑務所に服役中から、保護観察官と保護司が対象者と面接し、出所後の生活の見通しなどを聞き、出所後に帰るところがあるように、本人が帰る先として予定しているところを保護司が訪れて受入れをお願いしたり、身元引受人と面談したりします。対象者が刑務所から仮釈放で出た後は、保護司が中心になって、月3回くらいの頻度で面談します。保護司の家に招いたり、相手の家を訪れたりして、保護観察中の遵守事項や生活行動指針を守っているか確認するとともに、悩み事、困りごとを聞きます。仕事が見つからないければ、就労先を紹介したり、付き添ってハローワークに行かせたりしますし、生活保護の申請や病院に行くことを促し、付き添ったりもします。親身になっ

て対象者を支援するのです。もちろん、これは、保護観察という状態にあるときに限られ、仮釈放の期間が過ぎるなど保護観察が解かれれば、終わります。そして、保護観察は、支援・援助だけでなく、指導・監督を行うものであって、対象者が遵守事項を守らなければ刑務所に戻ってもらうように手続を進めることもあり、あくまで、対象者を更生させるための制度ではあります。

また社会復帰調整官は、医療観察制度の中で設けられているものです。医療観察制度とは、重大犯罪を犯したものの心神喪失等で刑事責任を問えない人を対象に、精神医療などを受けさせた上で社会復帰を促進するための制度です。社会復帰調整官は、対象者が医療機関から退院した後に帰るところがあるよう調整し、その後の医療・保健や福祉をコーディネートして対象者を支援するための体制作りをします。対象者と面談し、相談にも応じます。そうして社会復帰を援助します。ただし、これも精神保護観察という状態が解かれれば、終わります。

いずれも国が一定の強制力を発揮する場合の制度です。被害者支援とは性格が異なりますが、対象者を援助・援護する部分については、参考になると思われれます。

【加害者への支出と被害者への支出の大きな差】

米田

加害者が刑務所に入ることで必要な矯正関係経費、出所した後の立ち直りのための更生保護関係経費は、それぞれ令和6年度ですと、2383億円と、279億円となっているようです。

これらは、加害者のために、国が払っているお金ということがいえる反面、先ほどの犯給制度の支給額は、令和5年度が約10億円、今回の改正によって支給最低額が増額されたことによっても、20億円になる程度で、桁が異なります。

今話をふまえて、Aさんお感じのところはあるでしょうか。

Aさん

先ほども話させていただきましたが、加害者に手厚いのはおかしいと思います。私の場合は生命保険金が入ったので、夫が生きていることと変わらないというわけではないにしろ、家を替えることもなく、保育園も替えることなく過ごせています。しかし、実際にはその日の生活もままならぬ被害者の方もたくさんいると思います。他人の人生を奪ってにおいて、奪われた人

が苦しい思いをして、奪った人が国から手厚い支援を十二分に受けるのはやはりおかしい。罪を犯した人が生きやすいというのは。被害者も犯罪とか復讐とか同じことを考える方もいると思います。

【民間の支援センターの役割】

米田

現状、刑法犯によって殺害される被害者はおよそ300人、そのご遺族への支援のほか、重傷病、性犯罪など重篤な犯罪にあら被害者は、数千人規模に及びます。

その方々は、毎年累積していくわけで、裁判手続が継続している間であれば弁護士がきめ細かく対応するにしても、裁判が終了した後にも、生活や困りごとの相談をしていくというのは、とてもではないですが、弁護士には不可能のように思われます。

他方で、被害者支援センターなど、民間支援機関もありますが、いかがでしょうか。

白井

民間の支援センターは、事件から刑事裁判が行われている間や、その後の半年や一年、ずっとではありませんが被害者に寄り添って行動します。

刑事裁判中に弁護士事務所や警察や検察庁に付き添ってケアするというようなことをします。支援センターから、「この様な者が付き添います。」と事前に検察庁に連絡すれば先方もそのように対応します。被害者が事件のことを話すだけで気分が悪くなるといった場合には横に付き添ってケアするというようなことをします。あるいは、一人息子を殺されて独り暮らしになった年老いた母親に、一日おきくらいにお弁当を持っていき、半日くらい話を聴いて帰るとか、夜中でも電話があればお話を聴くとか、半年ほど繰り返して、最終的には市役所の老人福祉の施設に入れるように手続きをして繋ぐといったことを支援センターで行っています。

基本的には、付き添い支援は重大事件に限られています。あとは必要があれば弁護士や公認心理士さん等の専門家の支援を受けられるようにしています。

被害者庁ができたとしても、民間のきめ細かい支援というのは絶対に必要だと思います。どこでどういう支援があるかという細かなことは役所ではできないのではないかと思います。

静岡県では全市町（静岡市を除く）に条例ができました。できたとしても直ぐには活動できないので、全市町に行って連携協定を結び、市職員の方には分から

ないことがあれば直ぐに聞いてほしいと伝えていません。

【犯罪被害者庁の必要性】

米田

民間の支援センターは大変重要な機関だと思います。しかし、マンパワーの問題、お金の問題で限界があり、民間の支援センターとは別に国の組織が必要だと思います。

Aさん、事件後の状況など支援センターの方と関わりがあると伺っていますが、いかがでしょうか？

Aさん

私は、支援センターの方に一年に一回手紙をいただいたり、警察の被害者支援室の方も夫の命日近くに、夫の好きだったビールを持ってお線香をあげに来てくださったったり、弁護士さんからも年に一回や二回はメールで連絡があり、何かあればいつでも相談できる状態を皆様に確保していただいている。陰ながら支援してもらえているという実感があります。こうしたサポートは、弁護士の先生、支援センターの方、支援室の方の気持ちというかボランティアによるものだと感じていて、制度というよりその人個別にサポートを受けているような感覚です。私のように恵まれている人ばかりではないので、国の制度として組織として困っている人に手を差し伸べる制度を望みます。

米田

假谷さん、濱口さん、いかがでしょうか？

假谷

専門委員の会議で、犯罪被害者基本計画の進捗を確認するのですが、項目が300近くあります。省庁の縦割りで分担されていて、被害者のための制度作りではなく、今の制度を被害者も使えますよ～的な回答ばかり。

消費者庁や家庭子ども庁のように、被害者に特化して寄り添う組織が必要だと実感しました。

濱口

先ほど假谷さんがおっしゃったとおりで第4次犯罪被害者等基本計画の施策はとてたくさんあります。それだけやらなければならないことが多いのですから専門に取り扱う省庁として被害者庁が必要です。

さらに、基本計画に含まれていない事項でもまだ法

制度が不足している事項がたくさんあります。例えば、被害者参加対象事件が限定されていて新しくできた犯罪については対象外です。

不起訴事件記録のうち被害者が閲覧・閲覧写真できるものもまだまだ少ないです。

私は医療観察事件の被害者支援に興味を持って取り組んでいますが、加害者が心身喪失で不起訴になってしまった医療観察事件の場合には裁判が開かれず被害者参加もできないので被害者や遺族の納得のためには不起訴事件記録を閲覧・閲覧写真できることがどうしても必要です。今は開示される記録の範囲が少ないので拡大してもらいたいです。

今被害者は公判前整理手続に参加できません。まだ具体的に検討されていませんが、被害者も参加できるように検討してもらいたいです。

報道の問題もあります。事件報道で被害者や遺族のプライバシーが晒されてしまうという問題があります。弁護士会で提言をしていますが、国の方で報道機関に対するガイドラインを作るなどの対策をして欲しいです。

被害者が事件前の生活に戻るにはどうしても長い時間がかかります。今は弁護士が個人として支援していますが、訴訟が終わると離れてしまうということがどうしても出てきてしまいます。被害者庁が被害者のために元の生活に戻るまでの長い時間を組織として一体となって支援してくれれば良いと思います。

米田

神村さん、国にはどんなことが求められるのでしょうか。

神村

犯罪被害者等基本法は、本当に画期的な法律で、政府に犯罪被害者等施策推進会議を置き、そこが犯罪被害者等基本計画を定めて、個々の省庁がこれに従って犯罪被害者等のための施策を伸展させていくというスキームを作りました。このスキームは非常に成功して、犯罪被害者等施策が画期的に伸展しました。基本法ができる以前と、基本法ができてから30年になる今とでは世界が変わったと思います。

「基本計画」は、5年ごとに作り直され、最近では、2021年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」が策定されています。「基本計画」を策定する際に、「損害回復・経済的支援」をどう実現するかは、いつも最も激しく議論されてきたテーマで、第3次の「基本計画」までは、そのための色々な検討会立ち上げられ、新し

い制度の創設や既存の制度の抜本的な改革が議論されました。

しかし、2021年3月の第4次基本計画では、「損害回復・経済的支援」に関して、新たな制度創設や拡充を検討する予定はなくなり、今後は、既存の制度の運用改善や周知・情報提供等をしていこうという程度の内容にとどまっています。もう制度創設や拡充についてはやり尽くしたということが、犯罪被害者等施策推進会議及びその下の基本計画策定・推進専門委員等会議の結論であったと受け取れます。

この第4次基本計画が決定された1年後には「新あすの会」が結成され、創立大会での決議の中で「損害回復・経済的支援」が根本的に不足していることを取り上げ、自民党が動き、今般、犯罪被害者等給付金が大幅に引き上げられるなどの抜本的な改革が行われました。これは「基本計画」の外で、犯罪被害者等が再び声を上げ、政治が取り上げたことで、実現したことです。このことは、「基本計画」を策定して犯罪被害者等施策を伸展させていくというスキームが機能していなかったことを示しています。

「基本法」の限界なのか、犯罪被害者等施策推進会議、基本計画策定・推進等専門委員会が「基本計画」を策定し、横並びの省庁が実施していくという体制の限界なのか、これまでのスキームを大きく見直さないと、これ以上犯罪被害者等施策は進まない、犯罪被害者等が抱える苦しみは、これ以上軽くないというおそれがあります。

「被害者庁」のように、犯罪被害者のための施策・業務に特化した組織・官庁ができれば、役人としては、犯罪被害者等のための施策を企画・立案したり、実施することがやりやすくなると思いますが、それとともに、「犯罪被害者等施策推進会議」と「基本計画」というスキームの行き詰まりを打開するために必要という言い方もできると思います。

元役人の立場から言うと、個々の役人は頑張っています。役人に無茶をさせなければ進まないようなスキームではいけません。省庁の壁、これまでの枠を壊さないと実現できないことについては、役人のレベルではどんなに頑張っても実現できません。今回のように、政治のリードが必要です。壁を突き抜け、枠を作り直してくれれば、その中で、役人は、緻密に設計し、熱意を持って運用すると思います。今なお、犯罪被害者等が深刻な問題を抱え、満たされていない点について、更に政治家の方々に期待します。また、担当省庁の方々には、今般の大きく改革された各制度について、最近実施されたもの、これから実施されるものがありますが、素晴らしいことですので、是非、犯罪被害者

等に寄り添ったものとして運営されることを大いに期待したいと思います。

米田

犯罪被害者庁の設立を求めることは、前回の創立大会の決議にも入っていますが、今回は、犯罪被害者庁はやっぱり作らなければならないということで、ここにフォーカスをしてディスカッションをしてみました。パネラーの皆様、大変ありがとうございました。

本日の議論を踏まえて、新あすの会代表幹事の、岡村勲から、まとめを述べさせていただきます。

【まとめ】

岡村代表幹事

暑い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

熱心な討論を聞きまして。。。犯罪被害者の会を立ち上げた当時は、こんなに国民の関心はない時代でした。運が悪くから被害者になったんだよ。という考えが強い時でした。

すっかり様変わりしたなという気がいたします。

私たち犯罪被害者は、なりたくてなった者は一人もおりません。

予想外の出来事で被害者になったしまった。被害者になってみますと、いろいろな景色が見えてくるんです。

何よりも、話し相手がいない。被害者になったもの同士でなければ分からないような心情がでてきます。話したからといって、何も生まれるものではないですが、とにかく被害者が集まって話すことによって、何か満たされた気になる。そのような不思議な体験を私もしました。

今も忘れませんが、第1回の犯罪被害者の会を作った時、飯田橋の会場に被害者だけが集まりました。その時は、時間が来てもみんな帰らないんです。みんな帰らないで喋っている。

被害者にならなければ分からない心情が分かる人が集まったということで、みなさん動かなくなった。その後も、何回もいろいろな会場を借りてやっています。

しかし、いろいろな運動をやっているうちに、運動というものはやらなければ実現しないんです。ダメだろうとほっていたら、いつまでも実現しません。

犯罪被害者庁の問題は、運動をしなければ実現しないと思います。いろいろと国会議員の先生方がおっしゃっていましたが、被害者庁がいないものである

ならば、いくら運動してダメですが、私は絶対に必要なものだと。

そこで被害者の立法をいろいろと考える。被害者の法律を作っても、そんなに数があるものではないと思います。いくつかの法律を作っていく。そして考えていく。そして被害者が困らないような制度を作る。

誰が被害者になるかわからないです。今の時代は。今の自分たちは安全だけど、明日はどうなっているのか。だから、明日を自分たちのために整備する必要があります。

今でも、本当にあの被害者が初めて集まって帰れなかった、それを思い出します。

私はよく聞くんですが、刺された人がいた、その時あなた方は被害者を助けに行きますか？加害者を助けに行きますか？

みんな被害者を助けに行き、直ぐに警察を呼びますと答えます。

これが普通の感情なんです。

だから、どうか、被害者を助けるということは、自分が被害者になったときも助けてもらえるわけですから、是非これからも続けていただきたいと思います。

今日は本当に長時間にわたって熱心にシンポジウムをやってくださった先生方、国会議員の先生方も含めて、皆さん、心からお礼申し上げます。

どうもありがとうございました。

新全国犯罪被害者の会 第2回大会 決議

第1号決議 犯罪被害者庁の設立を求める。

第2号決議 犯罪被害者庁の設立を具体的に検討するための審議会を早急に立ち上げ、犯罪被害者庁設立の議論を開始するよう求める。

以上のとおり決議する。

2024年7月21日

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

新全国犯罪被害者の会 創立大会 決議

第1決議 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が回収を行う制度の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等は、損害賠償請求によって被害を回復されるべき立場にありながら、訴訟を起こして賠償を命じる判決を得ても、収監され、財産を持たない加害者からは支払われず、犯罪による被害は全く回復されていない。また、このように実現可能性が乏しいことや、加害者のことを怖れるなどの理由から泣き寝入りを強いられる現状にある。国による被害回復の実現を確保する制度が必要である。

第2決議 損害賠償請求訴訟を起こせない場合にも、損害賠償請求権を国が買い取る制度の創設を求める。

〔理由〕 加害者が自殺したり、特定できないなど、損害賠償請求訴訟すら起こせない犯罪被害者等も少なくない。こうした被害者等を救済する必要がある。

第3決議 犯罪被害者等の病院での治療、入通院交通費、介護、介護用品、義手義足、自宅改造などを、国が現物給付する制度の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等は、犯罪被害によってたちまち直面する困難により、平穏な生活を取り戻すどころではなく、最低限の生活も困難になる。犯罪被害者等が最低限の人間らしい生活を確保するために現に必要なものについて、犯罪被害者等に金銭的負担をさせず、国が直接負担する制度が必要である。

第4決議 犯罪被害者等に対し、被害の内容、治療情報等を入力した犯罪被害者カードを発行し、

犯罪被害者等は、そのカードの提示により、すべての支援が受けられる制度の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等は、精神的・身体的に極限まで辛い状態に置かれている。しかし、各種手続を行うため、思い出すこと自体が耐え難い被害の状況を何度も繰り返し説明させられる。せめて、その負担を軽減する制度が必要である。また、第3決議の現物支給制度の運用のためにも、犯罪被害者カードの発行は必要不可欠である。

第5決議 仮釈放された加害者に保護観察官や保護司がつくのと同じく、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。

〔理由〕 犯罪被害者等が直面する問題は、多方面で、しかも長期にわたる。精神的・身体的に困難な状況にある犯罪被害者等にとって、たらい回しにされず1箇所、いつまでも寄り添うように相談にのってくれる組織が必要である。

第6決議 犯罪被害者庁の設立を求める。

〔理由〕 第1ないし第5決議で求めた制度を実効的に実施する役割を担うためには、犯罪被害者等に関する施策全体を見渡し、一元的に統括する機能を持つ組織が不可欠である。

第7決議 当面年間200億円規模の予算を確保するよう求める。その財源について、罰金を利用することの検討も求める。

〔理由〕 第1ないし第6決議で求めた施策を実質を伴って実施するには、相当の予算確保が不可欠である。対象者の大多数が加害者に当たる刑務所での収容や保護観察に国が負担する費用は2600億円を超える。加害者との比較においても、また、我が国よりも小さい経済規模でありながら犯罪被害者等に対して数百億円の財政支出を行っている諸外国との比較においても、せめて200億円程度の予算確保を求める。

以上のとおり決議する。

令和4年3月26日

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

会員の声

「突然、他人より何気ない日常生活が 壊された犯罪被害者が思うこと」

会員 秋山 幸代

2006年（平成18年）11月、新聞配達中の夫は、18才の金目当ての不良少年に足蹴りにされて、外傷性蜘蛛膜下出血、頭部粉碎骨折のため死亡しました。突然、日常生活が壊されて混乱する中、解剖費用、診断書費用、葬儀費用が請求され、毎日の食事すら作ることが出来ず、余計な出費も重なり、経済的負担を強いられました。

夫は、あと数ヶ月で65才になるところで、年金が増えることを楽しみにしておりましたが、それも消えてしまいました。女性の警察担当者が、犯給金について説明してくれましたが、夫や子供の年齢により受け取れないということでした。現在も年金だけの生活で経済的に不安です。

当時は、娘、息子は既に成人でしたが、家族三人が大海原で浮き輪一つに漸く掴まって、誰の協力も得られず、ただ救助を待っているような感覚でした。私達は孤立し、辛く死にたい心境で過ごしていました。

一方、台風による崖崩れや川の氾濫で家屋が倒壊したり、流されたりすると、政府は困っている被災者に仮設住宅を用意します。家屋の全壊、半壊などの状況によりますが、支援金を支給します。食料品の配給もあります。大臣が現地を視察して、非常に早くいろいろな優遇措置が施されます。

自然災害は大勢が一度に被害に遭ったから優遇され、犯罪は、あちらで一件、此方で一件だから救われないのでしょうか。ほったらかしにしないで、弱い立場の犯罪被害者等にも同じように手を差し伸べることが、政治の役目ではないでしょうか。

犯罪が、加害者と被害者だけの問題と捉えるのは、今の時代にそぐわないと感じます。以前に比べて、自分勝手に感情のブレーキが作動しない人が増えているように思われ、これからも、犯罪が減ることはないと思っています。是非、政府には、視点を変えて本気で取り組んで頂きたいと思います。諸外国との差にも目覚めるべきです。新全国犯罪被害者の会が要望している7項目の事は尤もなことなのです。

犯罪被害者や遺族が、惨めで、社会の隅で忘れられて生活している状態を改善しなくてはならないと、私は強く思っています。

「僕は生きて^{こわ}まま毀された」

会員 江藤 眞奈美

平成11年（1999年）10月、当時高校1年生で16歳の息子が集団暴行傷害事件の被害者になり、顔面下顎骨折等の重傷となりバトミントン選手として活躍する希望を奪われ、「僕は生きて^{こわ}まま毀された」と泣きました。

口腔内と顔面が金属で固定され言葉も出ず、食事も出来ず身体が動かず、記憶や思考も混乱して、入院手術リハビリの繰り返しで、日常の全ての歯車が狂ったのです。当時の少年審判は非公開でしたので、家庭裁判所に手紙を書いて審判手続きに強く抗議しましたが、少年事件では、何も悪い事をしていない息子の真実を自ら証明しなければならない賠償請求民事裁判（合議）が、事件の真相を知る唯一の方法でした。

「生きているからこそ真実を語り伝えることが出来る。一度嘘をついた人間は最後まで嘘をつく。嘘は真実を明らかにすることで証明しなければならない。あなたは生きている。生きているからこそ、あなた自身の言葉で真実を語れる」と、裁判官から言われた瞬間、相手が少年だからと優しい気持ちでは裁判は出来ない、鬼にでもならなきゃ裁判なんて出来ないと悟りました。

母子家庭の暮らしはますます苦しくなり、鬼となった母と生きて^{こわ}まま毀された弟の姿を見て、大切な思春期に進路の悩みを抱えた娘の心は切なく、世間の噂にも深く傷つきました。

息子が20歳を過ぎて、長い裁判が終わり、安堵する間も無く、平成16年（2004年）に再び集団暴行事件の被害者になりました。同年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定され19年経ち、現在39歳になる息子は「怖かった、殺される恐怖は言葉に出来ない。今でも怖い。何故こんな目に遭ったのか、今でも解らない」と言います。ただそこにいたから、それだけの理由で人は毀されるのです。生きているから良いじゃない、と周囲は言いますが、今でも許せないのが本音です。ずっと悔しいままなのです。

令和4年（2022年）3月「犯罪被害者等基本法」が制定されてもまだ犯罪被害者は救われていない。新たな犯罪被害者の為に、犯罪被害者である全ての人が、社会で安心して暮らしていけるように仕組みを創るのだ。今日にも明日にも被害者になるかも知れない誰かの為に」という岡村先生の命がけの決意は、23年を経て辿り着いた私の「真実」なのです。

【訃報】

あすの会のロゴマークを制作したイラストレーターの山藤章二（やまふじ しょうじ）さんが2024年9月30日に逝去されました。

2000年の発足当時、発起人の一人である林良平さんがロゴマークの制作を依頼したところ、快く引き受けてくださいました。

柔らかそうな手で包み込むロゴマークは私たちの心を温める優しいものです。

これからも会のシンボルとして使わせていただきます。

ご冥福をお祈り申し上げます。

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）



運営の基本

【会員】

正会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、代表幹事が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する方も、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知りえた情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。お礼状をお出ししたいので、できればご連絡先をお知らせいただければ幸いです。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄附金のお振込み先

三菱東京UFJ銀行 本店（普）2524283
新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲